

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

※概ね5年ごとに見直し

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて 切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

根拠法令

【こども基本法】

- 第9条 1・2 略
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 略
 - 二 子ども・若者育成支援推進法(中略)に掲げる事項
※「子供・若者育成支援推進大綱」は廃止され「こども大綱」に一元化

【子ども・若者育成支援推進法】

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【青少年健全育成条例】

第11条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策(※青少年の健全な育成を図るための各種施策)を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画を定めるものとする。

勘案

第4次計画(新計画)

基本理念

現行計画の基本理念を踏まえつつ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を勘案して検討する。

基本的方向1

■すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

【課題】

- ・不登校出現率が依然として高い
※小中学校の1,000人当たりの不登校児等生徒数:全国1位
【R5年度児童生徒問題行動・不登校調査】
- ・全国学力学習状況調査の結果が全国平均を下回っている

基本的方向2

■未来を担う子ども・若者の活躍を促進する

【課題】

- ・こども基本法及びこども大綱において、子ども・若者の意見表明機会確保、社会参画の推進が明記されたことから、取組強化が必要
- ・若者の県外流出を防ぐため県内で活躍できる環境作りが必要

基本的方向3

■困難を有する子ども・若者やその家族を切れ目なく支援する

【課題】

- ・困難を抱える子ども・若者に重複した課題が多く、連携が必要
- ・ヤングケアラーの存在が顕在化

基本的方向4

■子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する

【課題】

- ・闇バイトの社会問題化
- ・地域のつながりが希薄化しており、学校と地域の協働が必要

推進する取組と関連事業

現行計画、こども大綱等の内容を踏まえ整理

第3次計画(現行計画)

基本理念

みやぎの子ども・若者の現在(いま)と未来を応援します

基本的方向1

■すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する
(基本施策1)心と体の健やかな育成支援

- 取組(1)寛容な心と心身ともに健やかな成長への支援
- 取組(2)健康教育の推進
- 取組(3)グローバル社会に活躍できる人材の育成

(基本施策2)子ども・若者の社会参加機会の提供

- 取組(4)子ども・若者の社会参加・活躍支援
- 取組(5)子ども・若者の職業的自立・就労等支援

基本的方向2

■困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
(基本施策3)子ども・若者が抱える困難への総合的な支援

- 取組(6)様々な困難を抱える子ども・若者、その家族への支援
- 取組(7)東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族への支援

(基本施策4)子ども・若者の被害防止・保護

- 取組(8)子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

基本的方向3

■子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する
(基本施策5)子ども・若者を取り巻く有害環境への対応

- 取組(9)インターネットの利用に関する教育・各種啓発活動の強化

(基本施策6)子ども・若者を支えるネットワークづくり

- 取組(10)家庭・学校・地域のネットワーク強化支援

基本的方向4

■子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する
(基本施策7)地域における多様な担い手・サポーターの養成支援

- 取組(11)地域における多様な担い手・サポーターの確保

推進する取組と関連事業

7の基本施策・11の取組・123事業